

第 23 回 MOF・NGO 定期協議議事録

日時：2003 年 9 月 3 日（水）15:00-17:50

場所：財務省中 東 485 会議室

議題

NGO からの議題

1. 財務省国際局の国別担当者の設置について
2. アジア開発銀行の森林政策について
3. 第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトに対する ADB と日本政府の対応に関して
4. ラムタコン揚水式水力発電所における世界銀行の関与
5. JBIC と EBRD の情報公開について
 - 5-1 JBIC 環境社会配慮ガイドラインの実施状況について
 - 5-2 JBIC の環境審査中の透明性とアカウンタビリティの確保
 - 5-3 EBRD の環境レビュー中の案件のステイクホルダーへの対応および対話の手法について
6. OECD/ECG におけるコモンアプローチの改定について

出席者：（敬称略、順不同）

【財務省国際局】

開発機関課：石井（課長）、水野（課長補佐）、米山（課長補佐）、日向（課長補佐）、朝倉、木田、宮田、武知

開発金融課：水野（課長）、品川（課長補佐）、佐藤

開発政策課：佐藤（課長補佐）、白井

【NGO】

神崎、藤池、根岸、篠原（以上、FoE Japan）、松本、福田、東（以上、メコン・ウォッチ）、石田、田辺（以上、「環境・持続社会」研究センター）

配布資料

【NGO】

- ・ 第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクト（CRBIP- ）のインスペクション申し立てに関する 2003 年 4 月 2 日の理事会決議についての意見書（2003 年 7 月 11 日）
- ・ ラムタコン揚水発電所計画（タイ）
- ・ ラムタコン揚水発電所建設影響住民の声（2003 年 2 月 14 日）
- ・ イアン・ポーター局長から住民への 2002 年 9 月 23 日付けの手紙（2002 年 9 月 23 日）
- ・ ラムタコン揚水式水力発電事業 保障および緩和策の不履行について（メコン・ウォッチ）（2003 年 8 月 28 日）
- ・ ラムタコン揚水式水力発電事業 粉塵被害の実態と事業者の対応（メコン・ウォッチ）（2003 年 8 月 28 日）
- ・ コモンアプローチについて日本から改善を提言すべき項目（2003 年 6 月 23 日）

1. 財務省国際局の国別担当者の設置について

松本悟：

昨年の秋頃から財務省の国際局に国別担当が置かれるようになったと伺っているが、実態としてどういうものなのかを伺いたい。特に、私たちの関心としては、(1)どういう経緯、目的でこのタイミングに設置をされたのか、(2)全ての国ではなくいくつか限定した国と聞いているが、国際局において国別担当者はどのような役割を担うのか、その役割について、(3)特に我々の関心がある開発協力の分野では、外務省或いは実施機関と国別担当の職員がどういう関係にあるのか、(4)さらに JBIC・JICA・MDBs など実施機関を問わず個別の案件に対して、それぞれの国別担当者がどのようなコミットをするのか、国によって少し違うのかもしれないが、どのようなコミットをして来ているのか、ということをお話頂ければと思う。

真意としては、我々はいろいろなテーマ、或いはイシューで問題提起・情報提供させて頂く時に、一つのチャンネルになるのか、それともチャンネルではなく別の特徴のある所なのか、その辺りについて自分たちの中で整理しておきたいということだ。

MOF 石井：

まず、少し歴史をたどれば国別担当を置くべきではないかという話は以前から国際局の中であった。そのニーズが表れたのが、東アジア危機の時である。韓国、タイなど個別に見ていく必要があり、刻々と変わる情勢のフォローが必要だったので、この国はこの課長といったように、人を貼り付けるような感じだった。その時に一回担当を決めた。アジア危機のときはかなり機能していたのだが、平常に戻ると従来の仕事の構成が前面に出てきた。しかし、ある国で問題が発生した際に、どのように全体を見ていくのかという観点が弱いのではないかという問題意識は常にあり、これにどう対処していくか、「機能」と「国・地域」という縦の線と横の線をどのように組み合わせていくかということである。それに少しでも近づけるため、非公式な形でできる所からやるために国別担当を置いたものである。今行っていることも、日常の業務の中でできることとして努力している。

担当をおこなっている国は、ASEAN + 3 とイラク、アフガニスタン。

皆さんの側から見て、どうコンタクトするのかという質問に戻ると、円借款関係と個別プロジェクトという点では実際ほとんどのものは金融課で対応できると考える。その国を財務省としてどう見えていますか、という質問がある場合には必ずしも金融課でないこともあるが、今までに困ったケースはあるのか。

松本悟：

特にはないが、例えば実施機関と議論しているときに「この辺については財務省とも話している」とあり、話している相手が実は財務省の国別担当の課長だと聞いたときに、「金融課じゃないのですか」と言うのと「今担当の課長と話しているのですよ」と JBIC の方に言われたので、そういう時に特にどういう風になったのか、と。

MOF 石井：

国別担当課長を設置した趣旨・事情はこれまでに申し上げた通りである。

松本悟：もう一つ、すごくグレーゾーンだった、ここでも一回取り上げたことのあるビルマ。ビルマの時に経済協力業務といっても政治的要素と一体化しているようなところがあって、そうすると外務省や JICA など非常に重要なアクターになる。けれどもその時は財務省はむしろ金融的な側面、経済的な側面でビルマに対していろいろ言っている、政治的な部分は外務省がやっている、というような言い方だった。そうすると、それはむしろ、財務省としての視点で、ある国の返事に対してのコメントを言うのかなという風にも少し想像してみたのだが。

MOF 石井：

そういう意味ではミャンマーは非常に難しい。インドネシアは、以前から政策課で見ている。

松本悟：

ビルマは気になっていて、ADB の件でも質問させていただいている。もし、オールジャパンとして JBIC であれば、ADB であればビルマ政策が日本としてあり、国別担当が財務省の中で調整するのであれば、それはそれで大切かと思う。

2. アジア開発銀行の森林政策について

松本悟：

質問は 2 つあり、1 つ目は内容について、政策の遵守についてとなっている。パブリックコメントも終わっているので、むしろこのような考え方を財務省、理事室の方々にも持っていただきたいというのが今回のポイントである。私自身の感触としては、石井課長になってからプロジェクトベースの話もこの場でさせていただいているので、問題案件だけではなく、良い案件というのはどういう点が必要かという点でも、我々としても意見を言いたいと思う。

一点目の質問だが、8 月 31 日までパブリックコメントに出されていた W ペーパーだが、問題意識の中に自給的生活を営む村人の存在が無視されがちだということを強く書いていて、私はこれは非常に重要だと感じている。自分自身ラオスで森林のプロジェクトに 5 年ほど関わって思うのは、お金に現れてこない林産資源の重要性というのが、特にアジアの場合は LLDC になればなるほど重要である。このような点から考えると、ADB の森林政策が、とかく産業植林や雇用創出、あるいはカンボジアで見られるような税収源としての森林資源ということに偏っているように思える。ひとつの見方だが、自給的生活をしている人たちの存在を重視し

て欲しい、ということをもまず最初に挙げたいと思う。W ペーパーでは、この点が問題意識のほうでは挙げられているが、逆に政策のほうでは国家による鳥のコントロールの弊害という捉え方をしたり、第五章では、雇用の創出とか森林セクタープログラムにおける社会的弱者の参加という点でしか触れられていない、というふうに取り上げられる。この政策を読んだ限りでは ADB が地域の林産資源に依存した自給的生活を営んでいる人の生活を脅かす、安定させることに貢献する、という視点をしっかりと念頭に置いて欲しい。具体的な箇所を示して話をすると、21 ページの第五章の 3 番目に、"enhance use of technology blending and landscape river basin approach" というのがあるが、この中で収入向上とか雇用促進とともに自給的森林利用の利害を十分考えるという両方が書いてあるが、プロジェクトベースでこの二つの視点がぶつかることが良くあり、利害をどう調整するか、コンフリクトをどのように解消するかという一歩踏み込んだ議論をマネージメントレベルですべきではないかと思う。したがって特に森林セクターでコンフリクトが起きやすいのは、林間があまりなく荒廃した森林だからユーカリやアカシアを植えよう、という植林政策が導入されることによって、実は、その森で自給的生活を営んでいる人々の生活の糧を奪うことになるためである。例えば灌木林などが多い竹の子などは荒廃した森にしかないわけで、樹幹が低い天然林は守り、そうではないものは植林の対象にするということではなく、実際の利用形態によってどのような植林が必要か、ということ議論すべきだと思う。質問書にもあるように第 79 段落のような視点ではなく、実際の森林利用形態に基づいた政策決定が大切だと思っている。それがコンフリクトを防ぐために重要な要素だと思う。したがって村人が慣習的に利用している森林については、極めて慎重な対応をするべきであるということ認識すべきだと思う。これが内容面について、これまで、森林セクターを見ている限りコンフリクトが起きやすい事例を基に、意見を挙げさせて頂いた。

二点目だが、財務省の方で確認されているかどうか分からないが、5 月 28 日付で、国際的な NGO の連盟で千野総裁宛に、この森林政策について意見を送った。それに対して 7 月 28 日付けで ADB から回答を頂いている。そこにはこの政策が理事で承認された後、コンプライアンスレビューの対象になるということが書かれている。また W ペーパーの中でも RSDD が政策の実施と遵守に責任を持つというふうにも書かれている。森林政策のセーフガードの側面というのはとても大事だと思っているし、新しくできたアカウンタビリティメカニズムの特にコンプライアンスレビューにおいて、その対象となるような重要な政策だと考えている。この点については、新アカウンタビリティメカニズムのコンプライアンスレビューの対象となる政策になるのかどうか。この点については事実関係を伺いたい。またこれに関連して、現在進行中の OM の改定において、セクター政策を OM に含むかどうかについて ADB が検討中という回答をしている。すなわち、必ずしもセクター政策が OM に落とされない可能性があるということが懸念されている。この森林政策のようにセーフガード的な要素が含まれているものについては当然 OM に含まれるべきだと考えているわけだが、セクター政策と OM という関係についても、事実関係、及び財務省の考えを伺いたい。

MOF 日向：

まず、森林政策へのコメントの話だが、パブリックコメントの締め切りが 8 月 31 日という話があったが、私が ADB のウェブサイトを確認したところ 9 月 14 日までとなっていた。次に内容の話だが、一般的には森林を開発するにあたって資源を利用している人を無視して進めるのは問題だと思う。そこは松本さんがおっしゃるように考慮して進めていくべきだと思う。要望にあった、ADB は自給的生活を営んでいる人々の生活を脅かす、安定させることに貢献するという、また村人が慣習的に利用をしている場合も特に慎重に検討するという点については、どのように扱うかはケース・バイ・ケースで判断されるのもであろう。ただ、ポリシーで包括的に決めることなので、具体的なコメントはパブリックコメント中でもあるので我々を通すよりは、直接 ADB の専門家と話していただくのが一番良いと思う。なお、ADB の事務局に話を聞いたところ、オブジェクティブの 5 番目に、"improve the efficiency, effectiveness, and transparency of regulatory and management agencies" というのがあり、これは directive になっているので、広く含むかと思う。

松本悟：

安定というのはとても大事で、"improve" だと、もっと林産資源をとれるようにするという解釈ができるが、今取れている資源がきちんと取れるようにすることが大切で、"improve" することによって悪い方向にいつてしまうことがある。もちろん ADB に対して直接コメントするつもりはある。

MOF 日向：

私も森林セクターの専門家でないのだから分からないが、不安定なものが安定化するのも "improve" なのかと思う。次にコンプライアンスレビューについて話があったが、ひとつには森林政策のセーフガードの側面が新アカウンタビリティメカニズムにおいての遵守の対象であることは確かである。実際に事務局に聞いたところでは、OM についてはご承知のように改定作業を進めているが、森林政策においても OM を用意するとのことである。ただ、他のセクター政策についても同様であるが、どのタイミングでどのように出すかは事務局の中でも固まっていなくて、おそらく順次 OM を揃えていくというかたちになると思う。

松本悟：

セクター政策も OM から除外するわけではないということか。ただし、順次なので早く OM になるものもあれば、遅くなるものもあるということか。

MOF 日向：

その通りである。

福田：

基本的にすべてのセクター政策が OM になるという方向で事務局の方で動いているという理解でよろしいのか。

MOF 日向：

ADB の中で、どの程度のレベルで意思決定したかは、ちょっと分からないが、少なくとも担当者ベースの話では、そういった作業を予定しているとのことである。ただ、タイミングについてはわからないとのことである。

松本悟：

新アカウンタビリティメカニズムにおいては、OM に落ちていない段階でも、ポリシーができた段階でコンプライアンスの対象になるのではないか。

MOF 日向：

OM がない段階ではポリシーに基づくということになっている。

松本悟：

セクター政策の段階でコンプライアンスの対象になっているということでしょうか。

MOF 日向：

今のメカニズムだと、最終的には理事会の判断ということになる。

福田：

理事会の判断とはどういう意味か。パネルが最終結論を出した後に、パネルが理事会にレポートを提出するから、そのレポートにどういう判断を示すかというのは理事会の判断になるという意味か。

MOF 日向：

そういう意味ではなくて、コンプライアンスレビューの対象とするかどうか、という時点で理事会の判断になる。もちろんそれまで OM が整備されていれば対象になるかどうかの問題ないが、OM が整備される前にケースが起こり、コンプライアンスレビューに移ったときに、対象となりうるかどうかは最終的には理事会が判断するというメカニズムになっている。

福田：

どの段階で理事会が判断するのか。どの政策がコンプライアンスレビューの対象になるかは、パネルが判断することだと思う。

MOF 日向：

段階的にはコンプライアンスレビューのリクエストの後ということで聞いている。

福田：

コンプライアンスレビューにおける理事会の関与は限定的だ。パネルがコンプライアンスレビューのリクエストを受け付け、パネルがどの政策が対象になるか判断し、その後、調査を行うべきかどうかについて、理事会に勧告を行い、理事会はノンオブジェクションベースでそれを承認するということになっている。このプロセスにおいて、どの政策が対象になるかを理事会が議論する場はない。それは基本的にパネルが判断する。もし、理事会から強いオブジェクションがあれば別だが。

MOF 日向：

実際にどういう手続きになっているかは分からないが、調査の対象とするかどうかを理事会が判断するということを聞いている。

福田：
それはいつ判断するのか。

MOF 日向：
具体的な手続きはわからない。

福田：
OM の件について新アカウンタビリティメカニズムの R ペーパーで書かれていたのは、OM がない場合はポリシーを対象とするということだ。

MOF 日向：
これは想像なのだが、ポリシーのどの部分がコンプライアンスレビューの対象となるか、例えばひとつのポリシーの中にも全部がセーフガード的な側面を持つものではなくて、どのパラが対象になるかを決めるのかだと思う。

福田：
環境政策の時は、R ペーパーの時にどこからどこまでがインスペクションの対象になるということを決めたが、今回森林政策の W ペーパーにはそのような文言が入っていないので、そのようなことは辞めるのかと思っていた。

MOF 日向：
森林政策の場合は、理事室から聞いている話では、レコメンデーションペーパーが承認された後に、OM をつくるというプロセスを取ると聞いている。ただ、他のセクター政策の OM については、どのタイミングでどのように出てくるかは分からない。

福田：
先ほど日向さんがおっしゃったのは、政策を決める段階でどの部分が対象になるかを理事会が判断するという理解でよろしいか。

MOF 日向：
その理解で構わないと思う。

3. 第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトに対する ADB と日本政府の対応に関して

田辺：
前回の定期協議ではチャシュマの設計上の問題と、GRSC に関する問題、4 月の理事会の問題提起を行った。その後、5 月 20 日に GRSC の第一回会合が開かれ、7 月の末までに事務局が GRSC に関するレポートが提出された。それに対するリクエスターのコメントも出され、現在 BIC が検討している段階であると聞いている。

7 月 11 日に、我々が ADB の各理事に要望レターを出した。その要望の一点目としては、インスペクションを今すぐに始めるべきだということ。二点目はパネルの勧告に基づいた実施に関するコストを ADB が負担するべきではないかということ。三点目としては 12 月 31 日に融資終了が予定されているが、レバレッジが低い段階で勧告の実施が危ぶまれるということから、レバレッジを十分に確保してい欲しいということ。

今回の質問は、1 点目としては、12 月 31 日に融資終了が予定されているが、勧告を実施する際のレバレッジをどのように確保するつもりなのかということ。4 月の理事決定においては、12 月まで延期するが GRSC の経過によっては早めることもあるということが決められ、この決定によって明らかにレバレッジの低下が見られたと思われるが、この点に関してレバレッジをどう確保していくのか、ということをお聞きしたい。

2 点目としては、ADB の政策違反が明らかとなった場合、ADB の政策違反によって被害が起こされているということが明らかになると思うが、その責任を ADB はどうカバーするのか。また、実際お金を出すとしたらどのような方法がありうるのか、ということをお聞きしたい。

MOF 日向：

チャシュマの話は、皆さんの関心も高く、いま盛り上がっているテーマであると思う。質問を二ついただいたが、まずお断りしなければいけないのは、我々も事務局にいろいろ聞き、皆さんのほうでやや先行して聞きたいということがあるかもしれないが、現実を見てみると、一応インスペクションの実施はオーソライズされている。ただ、まだパネルによる調査も起こっていない段階で、事務局の方もなかなか答えづらいのが現状である。

レバレッジについては、一般的には融資の額がもう残り少ないのであれば、レバレッジが低くなっていることは事実だと思う。しかし、ADB とパキスタン政府の関係をみると、チャシュマの案件だけではない。ADB のパキスタン国別戦略を見てみると、今後 2003、2004、2005 と ADB から借りる予定がある。そういうことを考えると、果たして当該案件の融資額が少ないからといって、本当にレバレッジがないのかというやや疑問に残る。質問にあった融資の停止や融資の延長という可能性について事務局に問い合わせたところ、現段階でパネルから具体的な提案が出ているわけではないので、パネルの勧告の実質的なコストについてのコメントは控えさせていただきたいということである。一般論としては、インスペクション制度改定の議論において、パネルの現地調査の確保や融資の停止や中止を盛り込むべきという意見があったが、結局のところ、ADB が政策違反をしたとしても、ADB の問題で融資を止めるというのは難しいということで最終的に落ち着いたかと思うが、それはそのまま今回の件にも当てはまると思う。ADB からというよりは、借り手側の要請がないとなかなか難しい。

費用の話で具体的な話は時期尚早だということだが、サムットプラカンのケースにおいては、勧告の費用を ADB が出したわけではないが、漁業民のキャパシティ・ビルディングという形で TA を出している。この TA は福田さんに言わせると問題が多いということではあるが、一応何もできないのか、と聞かれるとそうではない。ただ、現段階では具体的にどうするということは言えない。

福田：
サムットプラカンのときにも議論したかと思うが、先ほど日向さんが、このプロジェクトの融資残高が少なくなっても、今後パキスタン政府への融資があることで、チャシュマの件のレバレッジが低下することはない、という話だったが、実際はどの程度のものなのか。次のローンの交渉をしているときに、前のローンの問題が残っているので次のローンをまだ出せないということが、ADB にどれくらい可能なのか。タイの場合は ADB から融資が少ないので、事情は違うかと思うが。国に対する全体的な融資状況と、ひとつのプロジェクトのレバレッジはどの程度結び付けられるのか。

MOF 日向：
融資残高が少ないからレバレッジがないというのはちょっと違う。実際の問題はケースバイケースだと思う。ただ、理事会が決定して融資を実施するわけだから、理事会の決定をパキスタン政府が無視したら、それぞれの融資は理事会の審議を経るため、その場で、各理事がどう思うか、ということになると思う。パキスタン政府がそこまで無視して融資だけ欲しいということが本当にいえるのかは、疑問である。実際にどこまでというのは難しい。

MOF 石井：
世銀に勤務していたときの感触で言うと、一つ一つのプロジェクトの融資額はあまり関係なく、その国とその銀行の関係のほうが重要だと思う。融資残高があるかないかではなく、その銀行にきちんと交渉する気があるかないかが重要。その国が、その銀行を今後も重要だと思っていけばレバレッジはあがる。もし、銀行との関係が途切れてたとしてもマーケットから借りられる場合は、レバレッジも低くなるのでケースバイケースだと思う。

田辺：
勧告に基づいて何らかの行動を ADB が起こすときに、TA でまかなえる範囲というのがどの程度なのか。先ほどタイの時にはキャパシティ・ビルディングを行ったということだが、実際にパキスタンにおいては、どういうことはできて、どういうことはできないのか。例えば、堤防をつくることや住民移転をすることはできないのか？

MOF 日向：
勧告が具体的に出来れば答え易い。TA は、日本語で言えば技術協力で、キャパシティ・ビルディングや調査などがその範囲なので、技術協力という範疇に入ってくれば TA にはいる。ただ、建造物を作るということは TA では難しい。

4. ラムタコン揚水式水力発電所における世界銀行の関与

福田：

この件を協議会で取り上げるのは初めてだが、ラムタコン揚水式水力発電所はタイ中部ナコンラチャシマ県にすでに建設されたプロジェクトで、タイ初の揚水式水力発電所で、JBIC と世界銀行が融資を行っている。プロジェクト自体は 2002 年の中頃に完成しているが、さまざまなトラブルがある。揚水発電のための下部池は既設のラムタコン貯水池を利用し、上部池は新しく建設したが、この建設の際に爆破作業が行われ、それにより粉塵被害が周辺地域に起こっている。周辺地域の住民は健康被害、農作物や家畜への被害を訴えている。

質問の一点目は、世界銀行のタイの事務所に対して、地域住民がきちんと対応して欲しいと要求したところ、今年の 4 月、融資は終了しているため、担当者はおらず世界銀行に問い合わせてもらっても困るので、タイ政府に問い合わせたい、という回答を最終的に得た。融資は終了しているものの資金の返済自体なども残っている中で、世界銀行が融資したプロジェクトに対する対応として、世界銀行はもう関係ない、タイ政府に聞いて欲しいとする態度はおかしいのではないか。

二点目は、このプロジェクトの環境影響評価、環境緩和策、補償計画はかなり綿密に作られている。しかし、実際に地域住民の話を聞いていると、これらに書かれている事がなされていないケースや不十分なケースがある。実際、プロジェクトは終了しており、世界銀行が環境緩和策について作った EGAT project summary report に基づいてプロジェクト完了報告書を発行したと理解しているが、住民が訴えるように、約束していた内容と実行された環境緩和策が違っているのであれば、再確認すべきではないか。おそらくプロジェクト完了報告書は EGAT のレポートに基づき環境緩和策を行ったという内容だと想像するが、住民側からは実際の状況がそうではないという声があがっている。世界銀行は少なくともプロジェクト完了報告書を公開した上で、EGAT が報告した内容は本当であったのかということを、世界銀行として住民と共同で確認する必要があるのではないか。

二点目の補足として、プロジェクト完了報告書の公開の件であるが、新情報公開政策では 2002 年 1 月 1 日以降に融資終了を迎えたプロジェクト完了報告書は公開とされているが、このプロジェクトはちょうど 1 日前の 2001 年 12 月 31 日に融資終了しており、公開できないと言われた。ルールとしてはその通りだが、世界銀行は公開できない理由を説明しない。確かに、情報公開政策はどの文書が公開されるのかというリストを担っているのだが、そのリストの前には、presumption in favor of disclosure と書いてあり、基本的には公開することが原則である。しかし、世界銀行の情報公開政策の運用を見てみると、記述されている文書以外は公開しない、presumption in favor of non-disclosure という風にしか思えない。この件のプロジェクト完了報告書が公開されない理由を情報公開政策の運用と絡めてお伺いしたい。

三点目は、粉塵被害は非常に深刻な状態にあり、健康状態が非常に悪化している住民が多い。一方で、事業者も含む政府によるタスクフォースが設置されているが、2 年以上議論は続いているものの約束された調査は行われそうにない。これだけの深刻な被害から、世界銀行は独自で調査を行うことは可能か。行うべきだと考えるがいかがか。

MOF 米山：

まず、世界銀行の現地事務所側の対応だが、具体的にどういうやりとりがあったのか現場にいない自分としては必ずしも全てを把握しているものはないが、仮にここに書かれていることが全て事実であるとすれば、如何なものかと思わせるところがある。ただ、実際、現場がどうであったかはその時現場に居合わせた訳ではないので、いいも悪いも、ここで最終的な判断を下すことはできない。仮に、規則に則って対応しているということであったとしても、それはそれとして、相手方との関係では、もう少し別の答え方があったかもしれないと思う。ここに具体的に書かれていること以外にもあったのではないかと思うので、その辺りも含めてもう少し分かりやすく説明すべきではなかったかと思う。確かに、融資も終了しているので世界銀行としては「もうこれ以上関与しない」というような雰囲気を書かれているようではあるが、よくよく読んでみると、「我々世界銀行として今後一切関与しない、知らない。この話はタイの関係機関あるいは政府に聞いて頂きたい。世界銀行に聞かれても困る。」ということを保ずしも意味していない。手紙を見た限りでは「関与は終了している」と一言も書いていない。

それで、実際の世界銀行の状況を聞いてみると、「世界銀行はもう何も知らない」ということでもなさそうである。聞くところによると、確かに融資は終了しているが、その後の現場での対応は世界銀行ではなくタイの関係機関に任せているということである。ポイントは、任せているからといって無責任にしているわけではなく、彼らが何をやっているのか、ちゃんとやっているのか、ということについて定期的に報告を受けている。過去 5 年くらいの一定期間、定期的に文書で世界銀行に対して各関係機関から報告するという事になっている。しばらく時間は経っている訳だから、最初の報告書はもらっているのだろう。では、その報告書に書いてある事が真実なのかどうか、それは見ていないので分からないし、報告機関の立場で書いてあるかもしれない。ただ、今回こういう形で質問をもらったことは先方にも伝えていたのだから、何か問題が起きている事を世界銀行の人はよく分かっていると思う。今まで彼らがどういう対応をしていたかについては、ここに書いてあることを見る限りでは少し冷たい態度を取っている

ように見えなくもないが、こちらのほうから結構深刻そうなのだがどうか、と問いかけをしているので、問題意識は伝わっていると思う。

世界銀行としては、既存の枠組みの中で定期的に報告をもらっており、報告の中にどうなっているのかを書いてもらっている。書いてなかったら、その報告書は何だったのかということになる。報告書でちゃんと見る事はしている。何かしらのことはやっているという事は事実としてある様だ。まったく何もしていません、という事は事実と違う。そこを関係機関や地域の住民の方々にどう説明するかは、現地に任せてある。ただ、言い方がやや冷たいなという感じがする。

二点目について、確かに環境面や社会面の配慮などいろいろなことを考えていたようだが、おっしゃるようにこのような問題が出てきているようだ。そうした中、世界銀行からプロジェクト完了報告書が出され、その日付が一日ずれていたのが規則に照らして出せないとのことである。詳細は世銀の方に聞いているところである。一日違うから出せないというだけでは必ずしも合理的な説明だとはいえないかもしれないが、いずれにせよ、相手あっての話だと思う。初めから公開される前提であれば自動的に公開すればよいだろうが、そういった前提でないものを相手に何も断らずに開示できるのかということ、それは違うと思う。世界的にこういう開示の原則が明確に初めから決まっているならよいが、たまたまこのケースについてはそうでなかった。世界銀行だけで判断するわけにはいかない。世界銀行と関係実施機関等がよく相談する必要があるのではないかな。

その他に、実際に起きていることへの対処を、というご指摘を受けているが、まずはどうなっているのか、事実関係をはっきりさせねばならない。そういう意味で、問題があればタイのほうでコンスタントに報告することになっているはずだが、現状、それがどうなっているのか。まずはそれを見極めるということだろう。

福田：

まず、もっときちんと聞き出して、その上で何が原因なのかということを経本的にやるというのはいかがか。

MOF 米山：

ちゃんと調べるという事は大事。報告書の提出を求める中で、ちゃんとした報告をしてもらい、事実関係を明らかにすることが一番のポイントだと思う。その上でどうするかを適切に判断すればいいのだろう。

福田：

二点あるが、一点は、プロジェクト完了報告書公開の件は、聞いて頂いているということなので、後ほど確認させて頂きたいと思う。ただ一つだけ確認するなら、このプロジェクト完了報告書は自動的に公開される文書ではないので、タイ政府等への確認が必要になる可能性があるが、タイ政府自身がおそらく JBIC に提出し、世銀にも提出していると思われる環境緩和開発計画実施状況についての 2001 年 11 月のサマリー・レポートは、JBIC に情報公開請求したら公開された。ということは、タイ政府は OK を出したということ。では、これに基づいて世銀が作っているプロジェクト完了報告書は少なくともこの部分については出せないということにはならないのではないかな。実は、JBIC を通じて情報公開請求をすると、タイ政府は結構公開してくれる。タイにもかなりきちんとした情報公開法があるということで、最後まできちんと突っ込んでいただきたい。

もう一点は、確かにタイ政府内できちんとタスクフォースが作られ、事実関係が確認されるという事が手順として用意されているわけだから、そういう風に動くのが筋なのだろうが、こういうものを作ると決まったのが既に 2 年以上前。しかし、一向に動く気配はない。現地で聞いた話では、調査者としては、タイで唯一公害認定を行っている医者が挙げられているのだが、EGAT が作った別の火力発電所の被害者の支援活動をしていたということで、EGAT が調査者として選定することに難色を示しているということだ。しかし、2 年間既に経過していて、何の調査も行われていないという状況の中で、世界銀行はいつまで待つのか。定期的な報告を求めているということは分かったが、報告だけ受けてうまく行動していないと、長年待って住民が高齢化して亡くなるのを待つのか、という風に思いたくなってしまう。ここは、逆に世界銀行がタイ政府に「きちんとやってください」という言う以外に何か使える手段はないのか。

MOF 米山：

まず一点目だが、JBIC の方で開示できるものがあるという事実があるのであれば、その点も含めて、客観的な事実は世銀の方へ伝え、開示できないのかどうか、検討を求めることとしたい。

二点目の問題は、難しい話だと思うのだが、世銀が直接最前線でやっていくということは「危険」であり、そういうことでは被援助国のキャパシティがいつまでたっても育たないのではなかろうか。被援助国が自分自身で問題発生の予防、発生時における解決

ができるように導いて行くことが重要で、そこを途上国には能力がないからといって世銀等の援助機関が変わりにやるということだと、本質的な問題解決になっていない。

途上国は能力不足で相手にできないということで、世界銀行が手をつ突っ込んでいくというようなことをやるのであれば、国家主権の問題や、内政干渉といったことにもなりかねない。そこまで難しいことを言わないにしても、途上国は信用できないという理由で、援助供与側が途上国の内政に直接手をつ突っ込むのは如何なものか。こういう機会を捉えて、被援助国に働き掛けて行くことが求められているのではないか。これからもこのようなプロジェクトはあるだろうから、世銀に求められる仕事は何かして被援助国側を動かすことではないか。それこそが長い目で見て、物事の本質的解決を図ることに繋がるのではないか。

松本悟：

最初の国別担当課長の話に少し戻るが、こういう点でも国を見ている人が財務省の国際局で引き継がれていくことの重要性を感じている。3・4年前に世銀からアジア担当の副総裁が来た時にタイのパクムン・ダムの話をしたのだが、当時の機関課長が玉木課長であったが、当時、まさに似たような仕組みがタイの国内にあり、それが動かない。動かない中で住民と警官隊が一触即発の状態になっている。そういう状況の中で財務省 - NGO 定期協議があり、その問題を議論した。私は、今おっしゃったことは長い年月の一時をとればその通りだと思う一方、少し長めに10年ぐらいの時間で見ると同じことを繰り返していることも事実である。今おっしゃった事は重々承知しているが、やはりパクムンの時の経験をいかして、そのメカニズムを使うという大前提でもかまわないが、福田さんが言ったように、更にもう一歩踏み込んだ役割を世界銀行に担って欲しいという所がある。パクムンの時は数千人、年代層も40代くらいの方が運動の担い手であり影響住民であったのに比べ、今回問題に直面している被害住民は、肺をやられており、肺ガンの人も結構いる。漁業資源を奪われたパクムン・ダムとは違い、まさに命を奪われてきている。従って、今回の場合、あまり時間を待てず、世帯数も少ないのだからパクムン・ダムのように大きな運動として自らタイ政府を動かすという力としてはすごく弱いと思う。そういうことも含め、是非パクムン・ダムの教訓をもとに世界銀行に対して、一歩踏み込んだ対応をタイ政府に対して取って欲しい。JBIC に対しても同じことをずっと言ってきた。

MOF 米山：

おっしゃる趣旨はよくわかる。

MOF 石井：

ただ本当にタイは何も学んでいないのか、という疑問は感じる。このプロジェクトは、実施中は気がつかなくても、住民の安全に非常に大きなインパクトを与えている。それにどのように対応すべきかという点については、自分たちで苦い経験をしてきたところである。ラムタコンのプロジェクトを行うときも、プロジェクトの承認地の人々との間でアグリーメントを結んで、今後5年間にわたってこういうことをきちんと行っていく、リソースをきちんとEGATの中から使っていく、ということをそれまでのプロジェクトではやらなかったことを行った。その段階でリソースが足りなかったため、住民側やNGOから問題にされたこともあった。そのようなことに対処するため、問題となるような点はモニターをして、どう対応すればいいかをレポートするよう、EGATと世銀でアグリーメントを結んでいる。彼らの責任は予期していない問題に対処するための枠組みを用意していくことである。EGATが第一義的に行動すべきというのが世銀の基本的な考え方であると思う。

米山も言ったように、レターはややフラットな書き方であり、あれだけ読むと「世銀は本当に関与しないのか」という風に読めなくもない。実際に話をしてみると、逆に関与が必要かもしれないと思うからこそ、わざわざ普通のプロジェクトには付けないプロジェクト終了後5年間にわたってモニターをしていくと言う文面をつくった。しかし、はっきり言って、このプロジェクトは、世銀は融資したけれど、世銀のプロジェクトではなく、タイ政府のプロジェクトである。まず、第一に、政府がきちんとやらなければならないという前提があると思う。だから、そのアグリーメントもEGATがちゃんとしていただきたい、その結果を政府にレポートしていただきたい、というもの。今、こういう問題が起こっていて、まだタスクフォースも通っていないという事は、実はレポートが遅れがちであるからということを知っている。従って、今の世銀の仕事は、そういうメカニズムをきちんと動かすように指導することではないか。しかし、おっしゃったように緊急性の問題を世銀がどれだけ認識しているかについては、今日の議論を踏まえて、NGO側はもう待てないと考えていると言った上で、世銀の考え方を聞く。しかし、問題が分かった段階で世銀は積極的に介入したほうが良いという考えか。

松本悟：

住民もタイ政府に長い間働きかけをしている事は事実。住民たちは毎日EGATと戦ってきている。建設省もEGATに対してずっと言ってきた、工事が終わったらきちんと対応するからと説明され、住民自身はプロジェクトに反対しているわけでない、ずっと待たされている訳である。終わったらやってくれるはずであった健康への対応がまったく行われていない、しかし、その時に

はもう皆が弱っている状態である。こういう事情から、我々と協力しながら、世界銀行へ事態に対する理解を深めてもらいより積極的な対応を求めている。この点を理解して欲しい。

MOF 石井：

分かった。我々もメッセージを付けて伝えたい。

一つ提案なのだが、本定期協議に関する質問状の提出は一週間前というのがこちらの都合上短く、議論を充実させるためにも 10 日間くらい欲しい。皆さんから質問を頂いてからこちらで英訳をし、世銀に問い合わせるといくプロセスを考えると、一週間はあっという間に過ぎてしまう。

福田：

質問の回答が棚上げにされると困るので、英語で提出した方が望ましければ協力する。

石田：

必ずしも英語の提出となると大変だが、可能な方は英語の資料も提出するようにしたい。こちらとしても十分な回答を用意していただいた方がいいので、今後は質問状の提出は 10 日ほど前にすることとする。

福田：

最後に一点だけ事実確認だが、5 年間定期的にタイ政府が世界銀行に報告するということだが、もう提出された報告書はあるのか。

MOF 米山：

一回目の報告書は提出されているらしい。ただし、厳密には分からない。

福田：

これも公開できるのかどうか、聞いて欲しい。

MOF 米山：

聞いてみる。

福田：

この問題は情報公開政策という仕組みがどうあればいいのかという問題にも関わってくると思う。日本の情報公開政策の場合は、基本的には出さない文書があれば情報公開審査会や裁判所などそれをアピールする場がある。一方で、世界銀行はたった一日前から出さない文書をこれだけの手間をかけなければならない。

MOF 石井：

どこかで線は引かなければならない。一日前かどうかの問題ではなく、それほど重要かどうかという問題ではないか。

福田：

一日前というのは象徴的なものとして言っただけであって、出せなければ出せない理由をアカウンタブルにするという方法を考えるべき。そういう仕組みが今無いので、こういう問題が出てくる。

5. JBIC と EBRD の情報公開について

松本悟：

この 5 番の質問はメコン・ウォッチと FoE の共同である。もともと FoE Japan の松本郁子さんが行う予定であったが、現在、ECG の関係もありヨーロッパへ行っているので、私の方から議案を提出した。

5-1. JBIC 環境社会配慮ガイドラインの実施状況について

松本悟：

ご存知のように、新しいJBIC ガイドラインが来月全面施行になる。我々も昨年 10 月から部分施行ということで、どれくらい準備ができているかということを確認する作業をしてきた。特に、情報公開の部分を前倒しに実施すると JBIC は言っていたので、我々も公開請求をしながら、今後どのくらいガイドラインが実施運用されるかということを確認してきた。

そういう中で、今、非常に大きく疑問を持っている点が情報公開の運用である。資料の方で「JBIC 環境社会配慮ガイドライン 9 頁(2)」と挙げているが、「カテゴリ A 及び B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等(「等」が入っている)を速やかに公開する」となっている。これに関連して、メコン・ウォッチ、FoE Japan の方で JBIC の報道課長と直接面談をし、確認したところ、JBIC がこの条項に基づいて公開対象としているのは環境アセスメント報告書のみだという理解が銀行側の正式な見解である、と聞かされた。すなわち、住民移転計画など、通常環境アセスメント報告書に含まれない重要文書は、ここで言うところの公開対象に含まれていないのが現在の JBIC の見解である。

ところが、このガイドラインを作成するに当たって、さまざまな公開協議の中では住民移転計画などの重要文書については環境アセスメント報告書と同等の扱いをする公開基準とするとされ、議事録にもそう書かれている。資料にも挙げているが、「平成 14 年 3 月 15 日 第 4 回パブリック・コンサルテーション・フォーラム配布資料 2.「国際協力銀行『新環境ガイドライン(案)』に対する主なご意見について」p.23 No.5」「平成 13 年 12 月 12 日 国際協力銀行の環境ガイドライン統合に係る研究会・フォローアップ委員会 第 4 回会合 議事録 p.15-16」これらいずれも財務省の担当者の方も出られているが、これらの場では、住民移転計画などの重要文書も環境アセスメント報告書と同等に扱い、公開する、と述べている。しかし、こういう今までの経緯とは異なる見解を JBIC の報道課長は現段階で示している。施行期間だからか、と確認したが、実施段階でも同じ運用だと報道課長は述べている。今までの作成過程では、JBIC も非常に力を注ぎ財務省も精力的に関わって頂き、時間と労力をかけた経緯にも関わらず、それをないがしろにするような運用をするのであれば非常に残念である。

資料にも書いたが、JBIC の新環境社会配慮ガイドラインは、国際的な基準を満たしたものにすることが「国際協力銀行法」の付帯決議や国会答弁において確認されている。その代表的存在である世界銀行は、2002 年 6 月の情報公開政策の見直しにおいて、住民移転計画と先住民族開発計画は環境アセスメント報告書とは別に作成し、審査の初期の段階でこれらのドラフトを公開することになっている。つまり、こうした文書は、近年の情報公開の見直しで、非常に象徴的な、また、注目を浴びた文書である。その公開の重要性は、世界銀行自身が昨年 6 月の情報公開見直しで確認をしていることを考えれば、国際的な基準を満たすという点からこういった政策を JBIC としても重視し尊重すべきではないか。

このような 2 点の根拠を踏まえ、改めてこの条文での公開対象になっている環境アセスメント報告書等の、『等』の範囲について、JBIC が環境審査を行う上で必要な主要な環境社会配慮に関する情報(住民移転計画書、生活再建計画書、先住民族開発計画書、環境管理計画、環境許認可証明書など)については、新環境ガイドラインのもと、相手国の承認を得るプロセスなく、この条文に従って積極的な情報提供を行うべきであると考え、財務省としてどのような見解を持っているのか。

MOF 佐藤(開発政策課):

環境ガイドラインの条文をきちんと守ることは当然のこととして、条文上の文言の解釈や見解に関しては、議事録等を参考にしながら、それと明らかに異なる場合には指摘していかなければならないと思っている。その観点からご指摘の二つの議事録を見させて頂いた。その一つである平成 14 年 3 月 15 日第 4 回パブリック・コンサルテーション・フォーラム配布資料では、環境アセスメント報告書以外も公開すべきではないかという意見に対し、JBIC は本行本店においてそれ以外の環境関連文書も公開すると述べている。ただ、どの文書をどう公開するのか、環境報告書と一緒にしておくのか、ホームページで公開するのか、要望に応じて公開するのかといった具体的な公開方法については議事録等も参考にしながら検討すべきであると思う。

松本悟:

具体的に公開方法とすれば、入手状況までをホームページで開示して、いつでも入手可能な状態にすること以外の公開方法としては、今の佐藤さんの話からすると、情報公開請求に基づく公開ということか。

MOF 佐藤:

積極的に公開するもの、求めに応じて公開するもの、JBIC が何らかの理由で出来ないといった場合には、情報公開請求で求めるという 3 段階があると思う。

松本悟:

そうすると、事前の段階で公開すると言っていたが、情報公開請求によって公開するかどうか判断するのであれば、元々そういうことを言う必要はない。いわゆる情報公開法に基づいて公開を判断します、という答えか。

MOF 佐藤：

先ほども申し上げたとおり、こういった文書が3段階のどの段階になるのかも含め、具体的な公開方法について議事録等も参考にしながら検討すべきだと思う。

松本悟：

ところが、パブリック・コンサルテーションでの答えは、そういう文書は本店で公開します、と言っている。この「公開します」は、情報公開法に基づいて公開を検討するということとは違うと思う。

MOF 佐藤：

こういった文言の解釈や見解の問題は、これから環境ガイドラインが運用されるに従って出てくると思うが、そのあたりのニュアンスの問題は、お互いに別の場で言っても仕方がないと思うので、その都度関係者で話し合っていくべきではないか。この問題はJBICのガイドライン運用の問題であるので、財務省がどこまで介入できるのかという問題もあるが、開示できないものについては正当な理由を求め、理由が無いのであれば公開していくべきであると思う。

松本悟：

確認したいのは、過去の議論を参照しながら、運用については、JBIC、財務省、あるいは関心を持っている人々が組むような形で議論をするということではないのか。

MOF 佐藤：

まずは、JBICとNGOで話し合ってもらって、それから財務省で考えたい。

松本悟：

これがその結果である。FoEにしてみれば何度もやっているが、正式にやるということでFoEとメコン・ウォッチで、報道課長、業務課も一緒に入り、JBICの見解ですか、と念を押して出てきた見解がこれである。

MOF 佐藤：

環境アセスメント報告書だけ、ということか。

松本悟：

ええ。我々は、それがその場の回答としてではなくJBICとしての考えである、と伺っているので、それはこれまでの議論とは違うのではないかと。

MOF 佐藤：

その議論の中味が、環境アセスメント報告書のみしか公開しないと言うのは、他のものを請求した場合、断るということなのか。

松本悟：

その情報公開法に基づいた開示請求というものは別個に考えるべきであると思う。それは、全ての文書に対して、情報公開法によって請求が出来るし、それを開示しない場合には、不服申し立ても出来るし、審査会もあるということで、全てを網羅している制度である。私が言うのは、このガイドライン上での情報公開というのは、そうした情報公開法の制度とは別個で、こういうものに関しては公開をするということを明示していると思うのだが。

MOF 佐藤：

例えば、移転計画というのは個人情報などが入ってくるのではないと思うのだが、それを環境アセスメント報告書と同じようにホームページ上やどこかでファイルとしてとっておくなど、同列には扱えないのではないかと。

松本悟：

しかし、その議論は、事前のガイドラインを作る議論のなかでは含まれていないのだ。この2つの文書を参照しているのは、少なくとも事前にガイドラインを作る段階では住民移転計画などは当然公開すると言っていたことは、佐藤さんも今確認していただい

たと思うが。

MOF 佐藤：

二つの文書を見た限りでは、環境関連文書ということではしか入ってきておらず、もう一つの議事録では環境アセスメント報告書に盛り込まれるべき項目についての議論だったと理解している。

松本悟：

そのなかで、当時の川崎係長から住民移転計画書というのは具体的に出されていたと思うが。

MOF 佐藤：

その議論の結果が議事録では見当たらない。ただ、膨大な議事録でもあり、この点に関してお互いにもう少し議論してみてもいいと思う。

松本悟：

こういうことは極めて重要なことだと思っている。一つは、情報公開は根幹に値する部分であり、極めて重要なポイントであり、且つ、あれだけ時間をかけてガイドラインを作ったわけであるから、その時の議論を尊重していただかないと本当に困る。細かいことを言うと、当時 JBIC は「松本さんたちは性悪説になっている。そんなことはないです。」と繰り返し言っていたにもかかわらず、現実にこのように崩れていくとなれば、今後、このような政策議論をした場合、一つ一つ後回しに出来なくなる。「これやるのか。やらないのか。」という議論にならざるをえなくなる。細かいと言えば細かいかもしれないが、非常に重視しているので、その点は是非ともお願いしたい。

MOF 佐藤：

了解。多くの方が参加して時間をかけて行なわれた議論を尊重する方法の一つとして、当時の議事録を参考にして、あきらかに異なる運用を行なっているのであればきちんと言っていく考えである。

5-2. JBIC の環境審査中の透明性とアカウンタビリティの確保

神崎：

これも同じくガイドラインの運用という問題に関わってくる。松本さんがおっしゃっていたように、昨年 10 月から個別のプロジェクト・レベルを見ながら、そのガイドラインの運用状況を見ていくことをやってきた。来月施行と言うことで、実際の運用のレベルで対応されていると考えている。例えば、スクリーニングが終了した案件については早期にウェブで公開している。何故これをしているかといえば、早期に情報提供を受付、問題があるならば早期に問題を解決するためと思われる。特に、個別のプロジェクトとしてサハリン 石油・天然ガス開発プロジェクトについては、融資要請以前から何度も JBIC と会合を持ち話をし、融資要請後も実際に話をしている。その際、JBIC の担当課長から言われた事は、情報提供は歓迎するし必要な事は事業者にも伝える、しかし、提供された情報やコメントに対し、その後、JBIC がどのように対応し判断し結論に至るのかというプロセスの中身、手続き中の対応に関しては一切出さない、ということだった。

質問は 3 つある。

質問 1：個別の案件というよりも来月の施行に向けて、ガイドラインの中でも目的・位置づけに「本行は、本行が行う環境社会配慮確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティの確保に努める」とあるし、ガイドラインには「環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保する」ともある。当然の事ながら、環境レビューの手続き中においても透明性とアカウンタビリティは確保されるべきであると考え。もちろん、環境レビューが終了すれば報告書は出てくるが、それまでの期間中は一切何も出さないというが、目的を果たすためには、最低限情報提供をした者、特に事業に密接に関係するステークホルダーへは何らかのフィードバックがあるべきではないか。ガイドラインの中では、ここまで言及されていないかもしれないが、これが正されない限り、透明性・アカウンタビリティは確保されないのではないか。この点に関して、財務省はどのように考えているのか。

質問 2：サハリン の個別の案件であるが、JBIC がこのような対応をしているため、財務省の国際機関課・開発金融課を含めて話を何度かしているが、これらの意見や情報を受け付けた後の財務省の対応、金融課の対応を具体的にお尋ねしたい。

質問 3：JBIC と何度も会合を持っていく中で、まず JBIC の報道課と会合の面談をするために調整をするのだが、JBIC としては公式な情報提供は担当部署、この場合は資源金融部を通してしか受け付けない、ということになっている。しかし、外部から直接的

に担当者に連絡を取ろうとすると、連絡を取る事が出来ない。この対応は矛盾しているように感じる。情報提供を歓迎すると言いつつも、スムーズな情報提供が出来ない。もし遠方から JBIC に対し情報提供があった場合には、この矛盾した対応が情報提供を妨げてしまうのではないかと。資料にも書いてあるように、環境レビュー中にあるような重要な案件に関しては、担当部署が同席できなくても環境審査室から話が聞けるとか情報提供を受け付けるなどの対応が可能ではないか、あるいは、プロジェクトの情報に関する事は、NGO が担当部署と直接やりとりが電話等においてもできるようにすべきではないか、と思うのだが、財務省の考えを伺いたい。

MOF 佐藤：

情報提供者への即時のフィードバックについては環境ガイドラインに明記されておらず、その意味では、JBIC は環境ガイドラインに反していないということになる。しかし、環境ガイドラインには透明性やアカウンタビリティという趣旨が全体を貫いており、個々のケースに従って担当者の方が判断しながら、情報提供を促進するようにフィードバックをやっていくべきであると思う。環境ガイドラインの趣旨に則って、個別に判断してもらえないか。

MOF 水野（開発金融課）：

質問2であるが、サハリン については今年6月に融資要請があり、これを受け、JBIC の方で審査手続きを開始しているという状況である。現時点では、JBIC において環境社会配慮だけでなくあらゆる分野について論点を整理しているという最中である。

MOF 白井（開発政策課）：

質問3について、JBIC の対応として矛盾があるという話であったが、そもそも報道班自体はJBIC の窓口であり、NGO の方々から情報を頂いたら何処にまわすのが適当かという判断をし、また、面談依頼があれば話の内容を伺って、何処と何処の部署が対応していけばいいのかをセッティングするプラットフォームのような役割をしている。報道班でシャットアウトするという話ではない。JBIC からの話としては、JBIC としては外部からの面談依頼があった場合には、時間等を調整し、極力対応するようにしているということである。もっとも、業務の関係上、NGO の方々から、この時間をお願いしたい、との依頼に対して、その時間はちょっと担当者がいない、という話はありうるだろう。そのような場合には、代替案を出すということで対応していると聞いている。面談等のスケジュール調整に関しては、JBIC の努力は当然ながら、NGO の方々もご多忙であると思うが、ご配慮願えたら幸いである。

頂いた2つの質問のうち第一番目については、担当部署が同席しなくても環境審査室との面談ができるようにすべきではないか、という話だが、面談に際して責任を持ってしっかりと回答が出来る者が同席した上で行わなければ、面談の意味が全然なく、適切な対応にならないのではないかと。質問の趣旨は、担当部署が忙しくてだめならば代わりに環境審査室を出してもらえないかという話なのではないかと認識しているが、担当部署が時間の調整をして何とか対応させて頂きたいという意識であるのは先程申し上げた通りである。大変恐縮だが、時間調整につき NGO の方々においてもご協力願えれば幸いである。

二つ目の質問は、プロジェクトに関する事は、NGO の方々が担当部署と電話等においても直接やりとりが出来るようにすべきという話だが、この趣旨は報道班を通さずに直接やりとりしたいという話であると認識している。もっとも、窓口である報道班を通して担当部署と接触する形をとっていただかない場合には、JBIC としても準備が出来ていない段階でいきなり直接案件を持ってこれ、話をされても適切な対応ができないことが考えうる。加えて、NGO の方々が資源金融部だけの話だと思い資源金融部に連絡されても、JBIC 内の業務分担の関係上、実は他の課も関係しており、他の課もいなければ、適切に対応できないということもある。その結果、電話等を通じて質問を頂いても適切に答えられず、いわばたらい回しのような状態もおこることも限らない。いずれにしても、窓口を通して連絡を取っていただいた方が、JBIC としても適切に対応できるし、皆さんにおいても適切な回答が得られ、効率的なやりとりが出来ると思う。

もっとも、直接的なやりとりは完全に否定されるものでないとは考えている、報道班に接触された上で、例えばこれは資源金融部限りで対応できる話であり、事実の内容からすると資源金融部に直接電話していただいてもかまわないという意思表示が JBIC よりあれば、担当部署と電話でやりとりする事は基本的に問題はないと思う。ただ、前提があつての話であることをご理解いただきたい。

私が申し上げたいのは、NGO の方々は各分野について識見が深く、どうしても話の内容が非常に詳細になったり、データー等がどうなっているかという話になることが多いのではないかとという想像からすると、電話で対応となると JBIC としても適切に対応が出来ないという部分が出てくるだろうと思われるため、面談等の対応の方がより適切なものとなるのではないかと。ということ。繰り返しになるが、電話での対応がだめというわけではなく、より適切な対応をすべく、面談の日程調整に努力し、皆さんからの

情報提供を積極的に受け付けようという対応を報道班が中心となっているということにご理解をいただければということであり、誤解の無いようにお願いしたい。

神崎：

まず質問1の答えに対して、これは個別の担当者の判断によるのではないかと、ということか。

MOF 佐藤：

そのとおり。

神崎：

例えば、部や課の課長というレベルでの判断ということか。

MOF 佐藤：

要するに、環境ガイドラインでは情報提供の促進などは言っているが、情報のフィードバックに関する規定は無い。ただ、ガイドラインの基本的な考え方の中に透明性とか情報提供の促進などを言っており、JBIC はできる限り情報提供者へのフィードバックをすべく努力することが環境ガイドラインの趣旨に則っていることになると思う。

神崎：

正に同じように思っている。これだと JBIC に情報提供し、意見はいろいろ言うが、そこからのフィードバックが無く、環境レビューを見てみると、その問題が全然改善されていないという風になると、元々の目的が達成されないだけでなく、JBIC の責任も問われると思う。そういう観点から、義務ではないが、道義的な意味で、影響を受ける住民の方には、そういうフィードバックがあって然るべきではないか、と思う。

MOF 佐藤：

そのとおりだと思う。ガイドラインに明示的な規定はなくとも、ガイドラインの趣旨に則り、個々のケースに従って JBIC 担当者は努力すべきだと思う。

神崎：

もしよければ財務省のほうからも積極的に「やってください」と言って頂きたいと思う理由は、この間、いくつかの個別案件に関して面談を持って頂いて、「お話は聞きおきました。事業者には伝えます。」という所でいつも終わってしまい、残念だったためである。むしろ、JBIC のガイドラインの運用をより適切により良い形で進めていくためには、そのプロセス中の透明性というのも重要だと思うので、その点を是非宜しくお願いしたい。

MOF 佐藤：

財務省として JBIC の個々の業務に対し、環境ガイドラインの運用状況についてどこまで細かく関わっていけるか検討の必要があるが、お話の趣旨はよく理解できたし、当方としても努力していきたい。

神崎：

担当者によって変わるというのも少し問題。

松本悟：

やはり、一般的に、MDBs と日本の機関の大きな違いは、MDBs は文書で提出したら文書で返ってくるが、JBIC はフィードバックがあったとしても電話で返ってくる。なので、直接ステークホルダーには戻らない。MDBs スタンダードとしても、お互い誤解をしないためにも文書には文書で返すことは大事なやりとりだと思うので、responsibility というより responsiveness はそういう形で確保して欲しい。一般監督権限からどの程度できるか分からないが、機会があることに「文書には文書で返した方が良いのではないか」ということを伝えて欲しい。

神崎：

2点目の回答に関して、私共も JBIC のなかで、熱心にいろいろなものを見られ、いろいろな情報を提供に基づいて環境レビューされている事は理解している。今後 JBIC で判断がなされた後、最終的に財務省にも判断を求められる時があると思うが、私共が JBIC のみならず財務省にも情報を提供しているのは、その判断の時に、JBIC としてのレビューはもちろんだが、財務省にも問題をもっ

と知ってもらい、適切な判断をしてもらうためである。それと同時に、できれば財務省から JBIC に、事細かでなくても、どういう風になっているのかということを知照して頂いたり、指導をして頂くという事が財務省の大きな役割ではないかと思っている。従って、財務省の対応がその後どうなっているのか、提供している情報がどうなっているのか、という質問を挙げたのだが、いかがか。 具体的でなくとも大きな枠としてどうなっているのか、ご回答いただきたい。

MOF 水野（開発金融課）：

毎回、いろいろ頂いている情報は、その都度 JBIC に伝えている。JBIC においても、そのような情報があつたことは知っており、案件の審査において考慮している、ということである。我々としても、こういう場で頂いたご意見をしっかり受け止め、問題意識を持ってあたっていこうと思っている。

神崎：

是非、今後とも情報提供させていただきたいと思う。3 つ目だが、私たちがフェイス・トゥ・フェイスの面談が一番理想的だと思う。今後 JBIC のガイドラインに基づいて情報提供が促進され、それが効果的に働き、問題解決につながればと思っている。しかし、今は、たまたま東京の一部の NGO が JBIC に情報提供をしているが、今後、国内外の遠方から情報が提供される可能性がある。その場合、どのようにすればスムーズに対応できるのか。

MOF 佐藤：

（報道課が）情報を承って、この情報はこの課に有益だろうということで分配する。

神崎：

そうすると、それは間接的になってしまう。情報は公式な担当部署が受けることになっている、と言うが、担当部署が受けることになっていないのではないか。細かくは JBIC ともう一度話そうと思っている。今後、情報提供が促進されれば良いと思っているが。

MOF 佐藤：

JBIC 内部がそういう体制を組んでいるということで、NGO 側がスピーディーに話の分かっている人間に伝えたいというご要望は重々承知している。

神崎：

あるいは、疑問があつた時、ある点を明確にしたい時に、直接担当の方に伺えば答えがすぐ返ってくることであっても、報道課を通じなければならない状態にある。今月の JBIC との定期協議においても、このことをお話できたらと思う。

5-3 . EBRD の環境レビュー中の案件のステイクホルダーへの対応および対話の手法について

神崎：

同じような内容の質問になるが、EBRD の環境レビュー中の案件について、これも3 つ質問させていただく。現在、要請があがっているサハリン の案件だけではなく、他の案件についてもお聞きしたい。例えば、環境レビュー中、あるいはレビュー以前の融資要請がある段階でも、サハリン については EBRD の環境局長がサハリンを訪れ、直接的に NGO と面談を持ったり、日本にも訪れ日本の NGO と面談を持たれているという事実がある。また、別の点では、BTC（Baku-Tbilisi-Ceyhan）原油パイプラインプロジェクトでは、先月（8月）末から計6箇所マルチステイクホルダー会合を EBRD 主催でやっている。

質問1：EBRD では、これらの面談や会合において出された意見や反応について、どのように扱っているのか。先程の JBIC の対応と比較してお聞きしたい。そして、それが意思決定にどのように反映されているのか。また、情報提供者や影響を受けるステイクホルダーへのフィードバックはどう行っているのか。

質問2：BTC 原油パイプラインでは EBRD によりマルチステイクホルダー会合が持たれているが、一般的にどのような要因や手続きによって、このマルチステイクホルダー会合 EBRD 主催という話になったのか。決定プロセスなどについてお話を伺いたい。

質問3：財務省の機関課とも何度もお話をさせて頂き、情報提供させてもらっているが、機関課の対応についても同じように伺いたい。

MOF 水野（開発機関課）：

まず、一般論として申し上げれば、E B R D 出融資案件においては、プロジェクトの実施主体であるスポンサーがパブリック・コンサルテーションを行うことが原則となっており、E B R D は、適正なコンサルテーションが行われるよう、スポンサーにアドバイスを行う立場にある。お尋ねの B T C プロジェクトについても、環境アセスメント作成の段階でプロジェクト実施主体がパブリック・コンサルテーションを実施しており、こうして作成された環境社会影響評価は、6 月 16 日より公開されているところである。また、B T C プロジェクトについて、8 月 26 日より、パイプラインが通る予定のアゼルバイジャン・グルジア・トルコの 3 カ国で、マルチ・ステイク・ホルダー会合が順次開催されているが、これは、B T C プロジェクトへの融資を検討している E B R D と I F C が、地元関係者とのよりよいコミュニケーションを図る観点から特別に実施しているものである。

そこで、ご質問にお答えさせていただくと、まず、質問 1 については、今回のコンサルテーションに関する手続きは政策としてあらかじめ定められているわけではないが、E B R D 事務局としては、今回のコンサルテーションでいただいた意見の概要をレポートにまとめて公表するとともに、理事会に提出されるプロジェクト文書にもその概要を盛り込む意向と聞いている。また、このレポートは、現地語に翻訳されて地元の方々や N G O にも配布され、また E B R D のウェブサイトにも掲載する予定と聞いている。また、質問 2 についてお答えすると、先ほど申し上げた通り、今回のマルチ・ステイク・ホルダー会合は、パイプラインが 3 カ国にまたがるものであること、融資見込み額や環境に与える影響の可能性といった、本プロジェクトが有する重要性や複雑性を勘案して、E B R D として初めて実施しているものであり、マルチ・ステイク・ホルダー会合の開催について特定のポリシーや手続きが定められているわけではない。今回は、E B R D のマネジメントの判断として実施を決定し、理事会に対しては今回の会合を開催することが事前に報告されているところである。

質問 3、サハリン 案件については、例えば 7 月下旬にサハリン環境ウォッチ代表が来日されているが、これに限らず、N G O をはじめ様々な方からいただいた情報や提案は、その都度 E B R D 事務局に伝えている。こうした N G O 等からの働きかけに対し、E B R D 事務局では、N G O とのコミュニケーションに誠意をもって対応していると承知しており、またサハリン環境ウォッチとも直接のコンタクトがあるものと理解している。サハリン プロジェクトについては、現在、E B R D 事務局においても案件形成及び環境社会影響評価の審査が実施されているところであり、サハリン環境ウォッチの提案も含めて検討作業が進んでいるのではないかと考えている。財務省としては、3 月に東京で E B R D 事務局と N G O との会合をセットしたり、ロンドンでの面会の調整を行うこと等を通じて、E B R D への情報提供が円滑に行われるよう努めているところである。いずれにしても、案件をより深く理解するため、N G O からの情報提供は非常に大きな手助けの一つであると考えているところ。

神崎：

2 点お伺いしたい。一つは、B T C 原油パイプラインの会合を含め、マルチステイクホルダーの会合を設定するときに、例えば N G O などの外部の大きな懸念の声が一つの要因やきっかけとなりうるのか。もう一点は、取りまとめたレポートについて、こういう意見があがったというレポートなのか、それとも、E B R D はそれにこういう風に対処していくという更に一步踏み込んだ事が書かれているレポートなのか。

MOF 水野：

今回のマルチ・ステイク・ホルダー会合開催に至るマネジメントの判断プロセス等の背景・経緯については、詳細を確認していない。もう一点のレポートの内容については、まさにマルチ・ステイク・ホルダー会合を実施している最中であり、会合終了後にどのようなレポートにするのか検討が行われるのではないかと。

神崎：

一般的にどうなのか。ガイドラインの中でもステイクホルダーと積極的にダイアログを持つと書かれており、そういう点で直接的にダイアログの機会を持つと聞いているのだと理解している。今回は例として B T C をあげたのだが、ダイアログを大切にしている E B R D という機関が、こういうレポートを作成する、あるいは会合の後いろいろ意見を受け付けるといった後、どうするのか、ということに一番関心がある。レポートがどのようなものかということよりも、むしろその後どういう対応をとるのかということが一番の関心事である。

MOF 水野：

基本は、はじめに申し上げた通り、パブリック・コンサルテーションはプロジェクトの実施主体が行うものであり、例えば B T C なら B T C が行う。E B R D は、プロジェクト実施主体が行うアセスメントや作成された報告書を審査の対象とし、プロジェクトへの融資の可否を検討していくこととなる。

MOF 石井：

サハリン で言うと、プロジェクトとの関係でどのような問題があるかを議論して、それを、プロジェクトを進めていく中でどのように反映していくかということ、コンサルテーションしていくこととなるのではないかと。このようなプロセスは、個別のプロジェクトの状況に応じて異なるものであり、あらかじめどういう対応を行うのかということがすぐに示せるものではないと思われる。

6. OECD/ECG におけるコモンアプローチの改定について

神崎：

この話は、2 度ほど財務省と、経済産業省ともお話をしたことがあるが、OECD の ECG の会合が、9 月 15 日、16 日から開始される。そのなかで議論が進んでいるコモンアプローチの改定について話し合いがあるということだ。6 月の G8 の会合で、一度話し合われたときに、各国の NGO のなかで、各国でこういうポイントを推そうという話をし、日本でも財務省や経済産業省に「是非こういうポイントを推していただきたい」というポイントをいろいろ挙げさせていただいた。その根拠となるものは、やはり JBIC の環境ガイドラインで、このガイドラインが世界的に水準の高いものとして評価されているということで、最低限 JBIC のガイドラインに含まれているようなことはポイントとして推していただきたいということだ。松本から別紙添付資料にあるように「コモンアプローチについて日本から改善を提言すべき項目」として、細かく挙げさせていただいている。

今回は、このなかから特に改善が求められている 4 つのポイント、1．情報公開、2．ステイクホルダーとの協議、3．遵守メカニズム、4．人権について、財務省、日本政府としてどういう提案をしていくのか、お聞きしたい。

MOF 佐藤：

OECD の輸出信用・信用保険作業部会において環境に関するコモンアプローチ（Rev6）を年内目標に改訂作業が行なわれる。9 月の会合が第一回目ということで、日本としても改訂案を作成し OECD 事務局に提出している。また、加盟各国とも同じように改訂案を提出しており今後協議されていく予定である。FoE の松本さんから頂いたコメントもよく読ませて頂いて、改訂案作成の際に大いに参考にさせていただき感謝している。我が国の改訂案の内容については、これから国際会議で交渉されることでもあり、この場でお話することは適当でないと考えている。

松本悟：

国際社会で人権とか NGO のなかでは大きな議論になってきているが、この辺りはどういうスタンスを取る可能性があるのか、積極的になりにくい。日本政府は、通常、ならないところだが。

MOF 佐藤：

JBIC の環境ガイドラインでも、弱者や女性への配慮について記述されているところがある。JBIC の環境ガイドラインは世界的にも高水準のものであると考えており、環境コモンアプローチ改訂にその内容が反映されるべく努力する考えであるが、その中で議論されることと思う。

神崎：

理解としては、基本的な姿勢としては JBIC のガイドラインで確保されているポイントについては、財務省としても当然のことながら推していただける。この 4 つのポイントも含めて全般的に推していただけるということによいか。

MOF 佐藤：

そのとおり。

以上

（記録：伊藤 高橋 田辺）